

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成26年4月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償されたほか、申立人らの居住していた地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が存在すること、申立人らの原発事故時の住所地の放射線量、生活状況及び避難状況等を考慮し、同地点が設定された平成23年11月分から同設定の解除後相当期間が経過する平成25年3月分まで1人当たり月額7万円の精神的損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（引越費用）
- ウ 生活費増加費用（家財道具購入費）
- エ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- オ 就労不能損害（申立人X2）
- カ 精神的損害

(2) 平成24年以降分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（一時帰宅費用）
- ウ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- エ 検査費用
- オ 就労不能損害（申立人X1）
- カ 就労不能損害（申立人X2）
- キ 避難雑費
- ク 精神的損害

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) (1) ア乃至エ、カについて

- 平成23年3月11日から平成23年12月末日まで
(2) (1) オについて
平成23年11月1日から平成23年12月末日まで
(3) (2) ア乃至エ、キについて
平成24年1月1日から平成26年4月末日まで
(4) (2) オについて
平成24年5月1日から平成24年10月末日まで
(5) (2) カについて
平成24年1月1日から平成24年4月末日まで
(6) (2) クについて
平成24年1月1日から平成25年3月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金11,070,384円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用 (交通費)	82,000円
イ 避難費用 (引越費用)	65,600円
ウ 生活費増加費用 (家財道具購入費)	300,000円
エ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	90,000円
オ 就労不能損害 (申立人X2)	668,583円
カ 精神的損害	1,040,000円

(2) 平成24年以降分

ア 避難費用 (交通費)	98,400円
イ 避難費用 (一時帰宅費用)	131,200円
ウ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	120,000円
エ 検査費用	196,800円
オ 就労不能損害 (申立人X1)	1,310,196円
カ 就労不能損害 (申立人X2)	1,337,167円
キ 避難雑費	1,108,000円
ク 精神的損害	4,200,000円

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用 322,438円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,360,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項1（1）カ、同（2）キ及び同（2）ク記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年9月1日

（仲介委員 寺崎 京）